

「橿原市空家等対策プラットフォーム」を設立いたしました

～橿原市と空家の専門家が解決に向けてお手伝いします～

奈良県司法書士会（会長 梅本司）は、橿原市および12団体と連携協定を締結し、空き家問題対応の一環としての不動産流通促進を図るため、平成30年11月21日「橿原市空家等対策プラットフォーム」を設立いたしました。

人口減少と急激な高齢化に伴い、橿原市内の空き家率の急増が予測されており、その予防・解決のひとつの手段として不動産の流通促進が期待されているところですが、我々、司法書士も「相続登記促進」「不動産・会社法人の登記手続き」「高齢者等の意思決定支援としての成年後見」などの分野での実績・知見を積極的に提供し、本人の同意を基に橿原市から提供される情報を活用しつつ、各種専門事業者との連携協働を図りながら、自治体、連携事業者が単独では困難である空き家等諸問題の予防・解決に貢献し、これまで以上に市民への法的サービスの拡充に努めてまいります。

連携協定の概要は以下のとおりです。

目的 連携団体それぞれが持つ専門的な知識や資格、技能、ネットワークを活かし、橿原市内に所在する空家等の市場への流通促進を図り、空家等の利活用を推進するための体制構築を目的とする。

締結団体 橿原市
特定非営利活動法人空き家コンシェルジュ
橿原市建設業協会
社会福祉法人橿原市社会福祉協議会
橿原市商工会議所
公益社団法人全日本不動産協会奈良県本部
一般社団法人奈良県解体工事業協会
奈良県建築協同組合
一般社団法人奈良県建築士会
一般社団法人奈良県建築士事務所協会
公益社団法人奈良県宅地建物取引業協会
奈良県土地家屋調査士会
公益社団法人奈良県不動産鑑定士協会
当会

空家に関する 悩みはありませんか？

橿原市と空家の専門家が
解決に向けてお手伝いします！

- ☞ 権利者や権利関係が複雑で利活用や売却をしたくてもできない
- ☞ 活用したいが、建物の安全性が不明なので活用方法がわからない
- ☞ 遠方に住んでいるので自ら管理することができない



空家等を所有される方などのご意向を伺いながら、
利活用が困難な空家等の解決策を提案します！

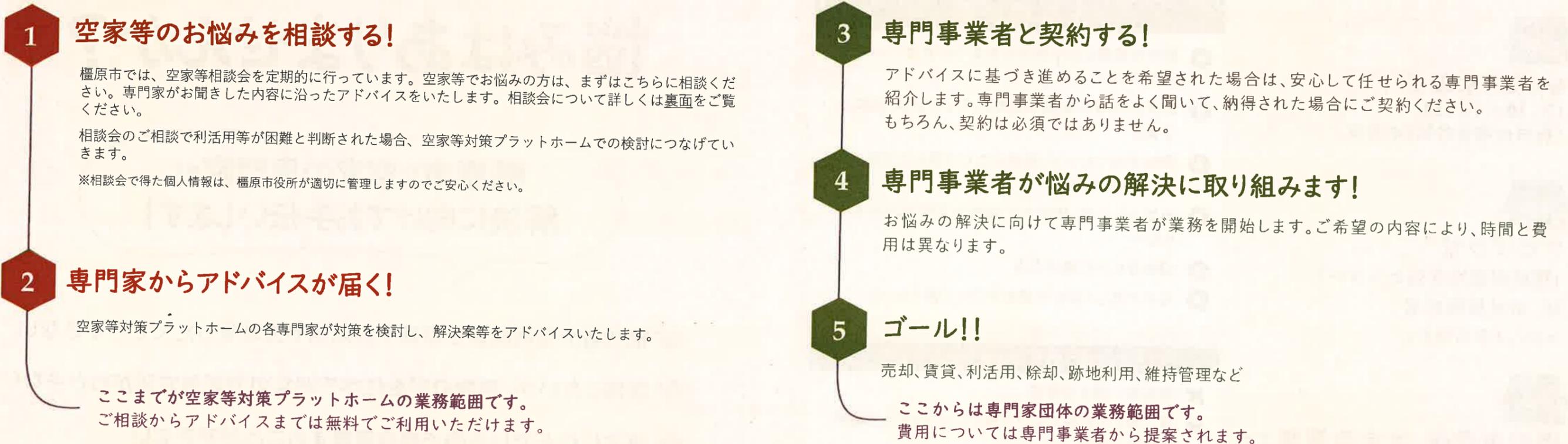
■ 空家等対策プラットフォームについて

宅地建物取引士、建築士、建設業等、空家の問題に関係する様々な専門家団体が橿原市と協定を締結し、参画しています。専門性や幅広いネットワークを活かして空家の対策を検討し、提案します。また、相談・希望内容に応じて、適切な専門家団体を紹介します。



■ 相談の流れ

空家の悩みをお持ちの方は、まずは相談会をご利用ください。専門家と一緒に解決しましょう！



■ プラットホーム参画団体

以下の専門家団体がプラットフォームに参画しています。

- | | | | | |
|--|---|---|--|---|
| 建築士
改修・インスペクション支援等
売買・賃貸・利活用に向けて住宅を改修するための診断や設計を行います
参画団体
・奈良県建築士会
・奈良県建築士事務所協会 | 司法書士
権利登記、相続人調査支援等
登記や相続の問題がある場合、手続きや調査を代行します
参画団体
・奈良県司法書士会 | 不動産鑑定士
不動産の鑑定等
売買・賃貸の参考として、土地・建物の価値を鑑定します
参画団体
・奈良県不動産鑑定士協会 | 建設業
改修・工事関連
建物の改修・建設を行います
参画団体
・奈良県建築協同組合
・橿原市建設業協会
・橿原商工会議所(建設部会) | 社会福祉協議会
空家に関する周知等
福祉職員や民生委員等に対して、空家の予防に関する情報を周知します
参画団体
・橿原市社会福祉協議会 |
| 宅地建物取引士
不動産仲介支援等
売買・賃貸の際に仲介を行います
参画団体
・奈良県宅地建物取引業協会
・全日本不動産協会奈良県本部 | 土地家屋調査士
調査・測量、表示登記等
登記の問題がある場合や境界がはっきりしない場合、手続きや測量を行います
参画団体
・奈良県土地家屋調査士会 | 解体工事業
解体工事等
建物の解体を行います
参画団体
・奈良県解体工事業協会 | 商工会議所
市内加盟事業者紹介
福祉・清掃・荷物整理など、生活に関わる事業者が必要な場合、紹介します
参画団体
・橿原商工会議所 | NPO
空家相談・啓発活動
空家の利活用や管理の相談・啓発を行います
参画団体
・NPO法人空き家コンシェルジュ |

空家でお困りの方へ

■ 空家等相談会の案内

橿原市では、専門家による相談会（無料）を定期的
に実施しております。空家に関するお悩みがある
方はぜひ一度ご利用ください。



日時

毎月**第2木曜日**

13:30～16:30

（祝日の場合は第3木曜日）

場所

ナビプラザ

（橿原市観光交流センター）

4F 市民相談広場

大和八木駅南側すぐ

申込

橿原市役所 住宅政策課まで

※開催1週間前までに申込書による事前
申込が必要となります。

主な相談例

- 物件を相続したが何から手をつければいいのか
わからない
- 空家所有者が高齢で施設に入っている、認知症
である
- 荷物が残っていて、処分しないと貸したり売っ
たりできないのでは
- 手放したいが、建物の安全性や活用方法がわか
らない
- 相続登記の問題がある
- 隣家が長らく空家で草木が茂って困っている

下記の様な内容は対象外となります

- ✕ 訴訟等に関する相談
- ✕ 第三者より報酬を受けて業として行っている案件
に関する相談
- ✕ その他空家相談会の設置目的と異なる相談

空家等相談会のお申込みは

橿原市役所住宅政策課までお気軽にお問い合わせください!!

電話

直通 **0744-47-3514**

代表 **0744-22-4001**（内線164）

電話受付日時：平日 8:30～17:15

メール

jyutaku@city.kashihara.nara.jp

お問い合わせ
待ってます!



橿原市観光PRキャラクター
「さららちゃん」